

調査方法の概要

1. 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計として「法人企業統計調査規則」（昭和45年大蔵省令第48号）に基づいて行うもので、我が国における法人の企業活動の実態を明らかにすることを目的としたものである。

2. 調査の対象と方法

我が国の営利法人等を調査対象とし、その中から無作為抽出により標本法人を選定する。営利法人等とは、本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社をいう。

また、文中における金融業、保険業とは、銀行業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）、その他の金融商品取引業、商品先物取引業、生命保険業、損害保険業、その他の保険業を集約したものである。

標本法人に全国の財務局及び財務事務所等を通じて調査票を郵送し、自計記入を依頼する方法により調査を行っている。

なお、平成15年度調査からインターネットを利用したオンラインによる提出も可能となっている。

3. 標本法人の選定方法

平成26年3月末現在の法人名簿その他財務省資料により全国の営利法人等（資本金1億円未満の法人については、平成25年10月末現在）を業種ごとに以下の抽出数により標本法人を選定した。

〔金融業、保険業以外の業種〕

1千万円未満約4,000社、1,000万円以上2,000万円未満約8,000社、2,000万円以上5,000万円未満約8,000社、5,000万円以上1億円未満約4,000社、1億円以上5億円未満約10,000社、5億円以上10億円未満全数、10億円以上全数

〔金融業、保険業〕

1,000万円未満約3,000社、1,000万円以上1億円未満約4,000社、1億円以上10億円未満全数、10億円以上全数

4. 調査の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間

を上期（4月から9月まで）及び下期（10月から翌年3月まで）に区分し、各期中に決算期の到来した標本法人の確定決算計数を調査した。

5. 集計及び推計の方法

回収された調査票を業種別・資本金階層別に集計し、これを母集団に拡大して推計値を算定した。

$$\text{推計値} = \frac{\text{集計値}}{\text{集計法人数}} \times \text{母集団法人数}$$

なお、集計にあたり、年2回決算の法人については、資産・負債及び純資産の計数は下期の決算計数、損益の計数は上期・下期の決算計数の合計額を使った。

6. 業種の分類

日本標準産業分類に基づき下記のとおり分類した。

なお、業種は当該法人の売上高（注）により決定した。数種の事業を兼業している場合は、売上高の最も多い事業をその法人の業種とした。

（注）ただし、銀行業、生命保険業及び損害保険業については経常収益、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）、その他の金融商品取引業、商品先物取引業及びその他の保険業については営業収益によって決定した。

本調査の分類	日本標準産業分類
農 業、林 業	農業、林業
漁 業	漁業、水産養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業
建 設 業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
食 料 品 製 造 業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
織 維 工 業	繊維工業
木材・木製品製造業	木材・木製品製造業（家具を除く）
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業
印刷・同関連業	印刷・同関連業
化 学 工 業	化学工業
石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業
窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業
鉄 鋼 業	鉄鋼業
非鉄金属製造業	非鉄金属製造業
金属製品製造業	金属製品製造業

はん用機械器具製造業	はん用機械器具製造業
生産用機械器具製造業	生産用機械器具製造業
業務用機械器具製造業	業務用機械器具製造業
電気機械器具製造業	電気機械器具製造業
情報通信機械器具製造業	情報通信機械器具製造業, 電子部品・デバイス製造業
自動車・同附属品製造業	自動車・同附属品製造業
その他の輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業
その他の製造業	家具・装備品製造業, プラスチック製品製造業, ゴム製品製造業, なめし革・同製品・毛皮製造業, その他の製造業
電 気 業	電気業
ガス・熱供給・水道業	ガス業, 熱供給業, 水道業
情 報 通 信 業	通信業, 放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業, 映像・音声・文字情報制作業
陸 運 業	鉄道業, 道路旅客運送業, 道路貨物運送業
水 運 業	水運業
その他の運輸業	航空運輸業, 倉庫業, 運輸に附帯するサービス業, 郵便業 (信書便事業を含む)
卸 売 業	各種商品卸売業, 繊維・衣服等卸売業, 飲食料品卸売業, 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業, 機械器具卸売業, その他卸売業
小 売 業	各種商品小売業, 織物・衣服・身の回り品小売業, 飲食料品小売業, 機械器具小売業, その他小売業, 無店舗小売業
不 動 産 業	不動産取引業, 不動産賃貸業・管理業
リ ー ス 業	物品賃貸業
その他の物品賃貸業	物品賃貸業 (リース業に該当するものを除く)
宿 泊 業	宿泊業
飲食サービス業	飲食店, 持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業, その他の生活関連サービス業
娯 楽 業	娯楽業
広 告 業	広告業
純粋持株会社	純粋持株会社

その他の学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関, 専門サービス業 (他に分類されないもの), 技術サービス業 (他に分類されないもの)
医 療, 福 祉 業	医療業, 保健衛生, 社会保険・社会福祉・介護事業
教育, 学習支援業	学校教育, その他の教育・学習支援業
職業紹介・労働者派遣業	職業紹介・労働者派遣業
その他のサービス業	廃棄物処理業, 自動車整備業, 機械等修理業, その他の事業サービス業, その他のサービス業
銀 行 業	銀行業, 協同組織金融業
貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 (以下「貸金業等」という)	質屋, 消費者向け貸金業, 事業者向け貸金業, クレジットカード業, 割賦金融業, その他の貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
金融商品取引業 (第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る)	金融商品取引業 (第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る)
その他の金融商品取引業, 商品先物取引業 (以下「その他の金融商」という)	その他の金融商品取引業, 商品先物取引業, 補助的金融業
生 命 保 険 業	生命保険業
損 害 保 険 業	損害保険業
その他の保険業	少額短期保険業, 保険媒介代理業, 保険サービス業

7. 調査項目の説明

本調査における会計に関する用語の定義は、原則として「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に準拠しているが、一部の項目については本調査独自のものとなっている。

(1) 「その他の有形固定資産」, 「無形固定資産」

減価償却累計額を控除したものである。

なお、無形固定資産については、コンピュータソフトウェアに関する会計基準が設定され、ソフトウェアが無形固定資産に属するものとして計上されるようになったことに伴い、平成13年度調査から、「無形固定資産」を「ソフトウェアを除く無形固定資産」と「ソフトウェア」に分割して調査を行い、公表することとした。

(2) 「役員数」, 「従業員数」, 「役員給与」, 「役員賞与」, 「従業員給与」, 「従業員賞与」

「役員数」は常勤、非常勤を問わず、経費としての給与を受ける期中平均人員であり、「従業員数」は常用の期中平均人員と、当期中の臨時従業員 (延従事時間数を常用従業員の平均労働時間数で除したのもの) との合計である。給与額、賞与額は、それぞれの人員に対して当期中に支払うべきものであり、売上原価、製造原価及び販

売費・一般管理費に含まれるものの合計額である。

出向者については、給与を支給した会社において記入することになる。つまり、出向者の給与を出向先で支給した場合は、出向先において「役員給与」「従業員給与」「役員・従業員数」を計上することになる。また、出向先が給与負担金等を出向元へ支出し、出向元が直接給与を支給し決算書上「役員給与」「従業員給与」を計上したときは、出向元の「役員給与」「従業員給与」「役員・従業員数」に含めることになる。

(3) 「福利厚生費」

法定福利費、厚生費、福利施設負担額、退職給与支払額（退職給付費用を含む）等、給与以外で人件費とみなされるものの総額である。

(4) 「租税公課」

収入課税の事業税（法人税等を含むものを除く）、固定資産税、自動車税、印紙税等の総額であり、法人税、住民税及び所得課税の事業税は含まれていない。

(5) 「特別法上の準備金（又は引当金）」

特定事業の公益性の観点から、その計上が特別の法律により義務づけられているもので、本統計では、ガス熱量変更引当金（ガス事業法第27条）、湯水準備引当金（電気事業法第36条）、商品取引責任準備金（商品取引所法第136条の22）及び特定都市鉄道整備準備金（特定都市鉄道整備促進特別措置法第8条）等が該当する。

(6) 「資本準備金」、「その他資本剰余金」、「利益準備金」、「積立金」、「繰越利益剰余金」

純資産項目の、「資本剰余金」の内訳として、「資本準備金」、及び「その他資本剰余金」があり、「利益剰余金」の内訳として、「利益準備金」、「積立金」、「繰越利益剰余金」がある。

8. 財務営業比率の算式

$$\text{当座比率} = \frac{\text{現金・預金} + \text{受取手形} + \text{売掛金} + \text{有価証券}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{純資産}} \times 100$$

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{総資本}} \times 100$$

$$\text{総資本営業利益率} = \frac{\text{営業利益}}{\text{総資本（期首・期末平均）}} \times 100$$

（注）期首・期末平均とは当年度調査における前期末と当期末の計数の平均である。

$$\text{総資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本（期首・期末平均）}} \times 100$$

$$\text{自己資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{純資産} - \text{新株予約権（期首・期末平均）}} \times 100$$

$$\text{売上高営業利益率} = \frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

$$\text{売上高経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

$$\text{総資本回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{総資本（期首・期末平均）}}$$

有形固定資産回転率

$$= \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産（建設仮勘定を除く）（期首・期末平均）}}$$

$$\text{棚卸資産回転期間} = \frac{\text{棚卸資産（期首・期末平均）}}{\text{売上高} \div 12}$$

$$\text{売掛金回転期間} = \frac{\text{（受取手形} + \text{売掛金）（期首・期末平均）}}{\text{売上高} \div 12}$$

$$\text{買掛金回転期間} = \frac{\text{（支払手形} + \text{買掛金）（期首・期末平均）}}{\text{売上高} \div 12}$$

$$\text{信用供与率} = \frac{\text{受取手形} + \text{売掛金} + \text{受取手形割引残高}}{\text{支払手形} + \text{買掛金}} \times 100$$

手元流動性

$$= \frac{\text{（現金・預金} + \text{有価証券）（期首・期末平均）}}{\text{売上高}} \times 100$$

借入金利子率

$$= \frac{\text{支払利息等}}{\text{（短期・長期借入金} + \text{社債} + \text{受取手形割引残高）（期首・期末残高）}} \times 100$$

$$\text{減価償却率} = \frac{\text{減価償却費}}{\text{その他の有形固定資産} + \text{無形固定資産} + \text{減価償却費}} \times 100$$

$$\text{配当率} = \frac{\text{中間配当額} + \text{配当金}}{\text{資本金（期首・期末平均）}} \times 100$$

$$\text{配当性向} = \frac{\text{中間配当額} + \text{配当金}}{\text{当期純利益}} \times 100$$

内部留保率

[平成18年度調査以前]

$$= \frac{\text{当期純利益} - \text{（中間配当額} + \text{配当金} + \text{役員賞与）}}{\text{当期純利益}} \times 100$$

[平成19年度調査以降]

$$= \frac{\text{当期純利益} - \text{（中間配当額} + \text{配当金）}}{\text{当期純利益}} \times 100$$

（注）役員賞与は、平成18年度調査以前では利益処分項目として調査を行っていたが、平成19年度調査以降は費用項目として調査を行っている。

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{売上高}} \times 100$$

[平成18年度調査以前]

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

[平成19年度調査以降]

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

(注) 役員賞与は、平成18年度調査以前では利益処分項目として調査を行っていたが、平成19年度調査以降は費用項目として調査を行っている。また、従業員賞与は、平成18年度調査以前では従業員給与に含めて調査を行っていたが、平成19年度調査以降は従業員給与に含めず単独項目として調査を行っている。

従業員1人当たり付加価値額（労働生産性）

$$= \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}}$$

労働装備率

$$= \frac{\text{有形固定資産（建設仮勘定を除く）（期首・期末平均）}}{\text{従業員数}}$$

設備投資効率

$$= \frac{\text{付加価値額}}{\text{有形固定資産（建設仮勘定を除く）（期首・期末平均）}} \times 100$$

9. 本調査結果利用上の注意

(1) 付加価値とは企業が新たに創造した価値である。本調査では営業純益（営業利益－支払利息等）に人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、支払利息等、動産・不動産賃借料及び租税公課を加えて算出した。

なお、全産業（金融業、保険業を含む）及び金融業、保険業については付加価値は算出していない。

役員賞与は平成18年度調査以前は利益処分項目であったが、平成19年度調査以降は費用項目となった。

(2) 決算期を変更したため、決算期間が1年未満となった法人の決算計数は、これを1年分の計数とみなして集計した。

(3) 規模別統計表の「└─┘」は、法人数が1社又は2社のため当該欄を空欄とし、総額又は隣の欄に数値を加算したことを示す。

(4) 当年度調査における前期末計数は、統計表の末尾に、「業種別資産・負債及び純資産表（期首）」として掲載した。

(5) ※は算式の分母が負数のもの、又は分子が零のものである。

(6) 昭和50年度調査から業種分類の変更が行われた。

(7) 平成2年の商法の改正に伴い、平成8年度調査から資本金階層区分の変更が行われた。

(8) 平成10年以降企業会計基準等の変更が行われているが、当調査は、基本的に企業会計基準に沿って経理処理された財務諸表上の計数について調査している統計であるため、こうした会計処理方法の変更に伴う影響があることに留意する必要がある。

(9) 調査方法の概要「5. 集計及び推計の方法」における調査対象法人数及び統計表における推計法人数を平成12年度調査から各々「母集団」に表記を改めた（定義は同じ）。

(10) 平成16年度調査より業種分類の変更（見直し等）が行われた。

(11) 平成16年度調査から売上高、設備投資の2項目（全産業、製造業及び非製造業の3系列）について、精度計算結果を公表することとした。

(12) 平成20年度調査から、金融業、保険業を含めた調査を実施している。これに伴い、「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を調査対象に加えた。

(13) 平成20年度調査から、日本郵政グループを含めた調査を実施している。

(14) 平成21年度調査から、(株) 商工組合中央金庫を含めた調査を実施している。

10. 調 査 票 集 計 状 況

(単位：社、%)

区 分	標 本 法 人 数	回 答 法 人 数	回 答 率
全産業（金融業、保険業を含む）	36,401	28,472	78.2
全 産 業	29,966	23,747	79.2
製 造 業	8,604	7,316	85.0
非 製 造 業	21,362	16,431	76.9
金 融 業、 保 険 業	6,435	4,725	73.4
資 本 金			
10 億 円 以 上	5,953 (5,132)	5,453 (4,673)	91.6 (91.1)
1 億 円 以 上 10 億 円 未 満	11,534 (10,333)	9,216 (8,180)	79.9 (79.2)
1,000 万 円 以 上 1 億 円 未 満	13,598 (10,957)	10,443 (8,571)	76.8 (78.2)
1,000 万 円 未 満	5,316 (3,544)	3,360 (2,323)	63.2 65.5

(注) () 書きは、金融業、保険業を除いた数値である。